

令和 2 年度会長の選出について

富士山世界文化遺産協議会設置要綱（第 3 条第 2 項）において、会長及び副会長の選出については、以下のとおり規定されている。

このため、令和 2 年度は、静岡県知事が会長に、山梨県知事が副会長に就任する。

富士山世界文化遺産協議会設置要綱（抜粋）

（組織）

第 3 条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。

2 会長及び副会長は、山梨県知事及び静岡県知事の互選により定める。

3 会長は、協議会を総括する。

4 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

5 委員及び監事は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 協議会に別表 2 に掲げるオブザーバーを置く。